



令和6年度 児童手当制度改革のご案内

令和6年10月1日施行

令和6年12月支給（10月・11月分）から



- 所得制限の撤廃
- 高校生世代まで延長
- 第3子以降は3万円
- 偶数月に支給

改正後の金額

区分	3歳未満	高校生まで
第1子・第2子	月15,000円	月10,000円
第3子以降	月30,000円	

① 第3子以降とは、大学生年齢以下（平成14年4月2日生～）の養育している子のうち、上から3番目以降の高校生まで（平成18年4月2日生～）の子をいいます。

■支給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合があります。
裏面の申請フローを確認し、申請が必要な場合は申請期限までに手続きをしてください。

申請期限

〈一次期限〉令和6年10月31日(木)

〈二次期限〉令和7年3月31日(月)

※一次期限を過ぎて提出した場合、令和6年12月には支給されませんが、二次期限までに提出すると令和6年10月分に遡って支給されます。

※二次期限を過ぎて提出した場合、申請の翌月からの支給対象となります。

申請方法

① 窓口の混雑緩和のため、郵送または電子による申請にご協力ください。

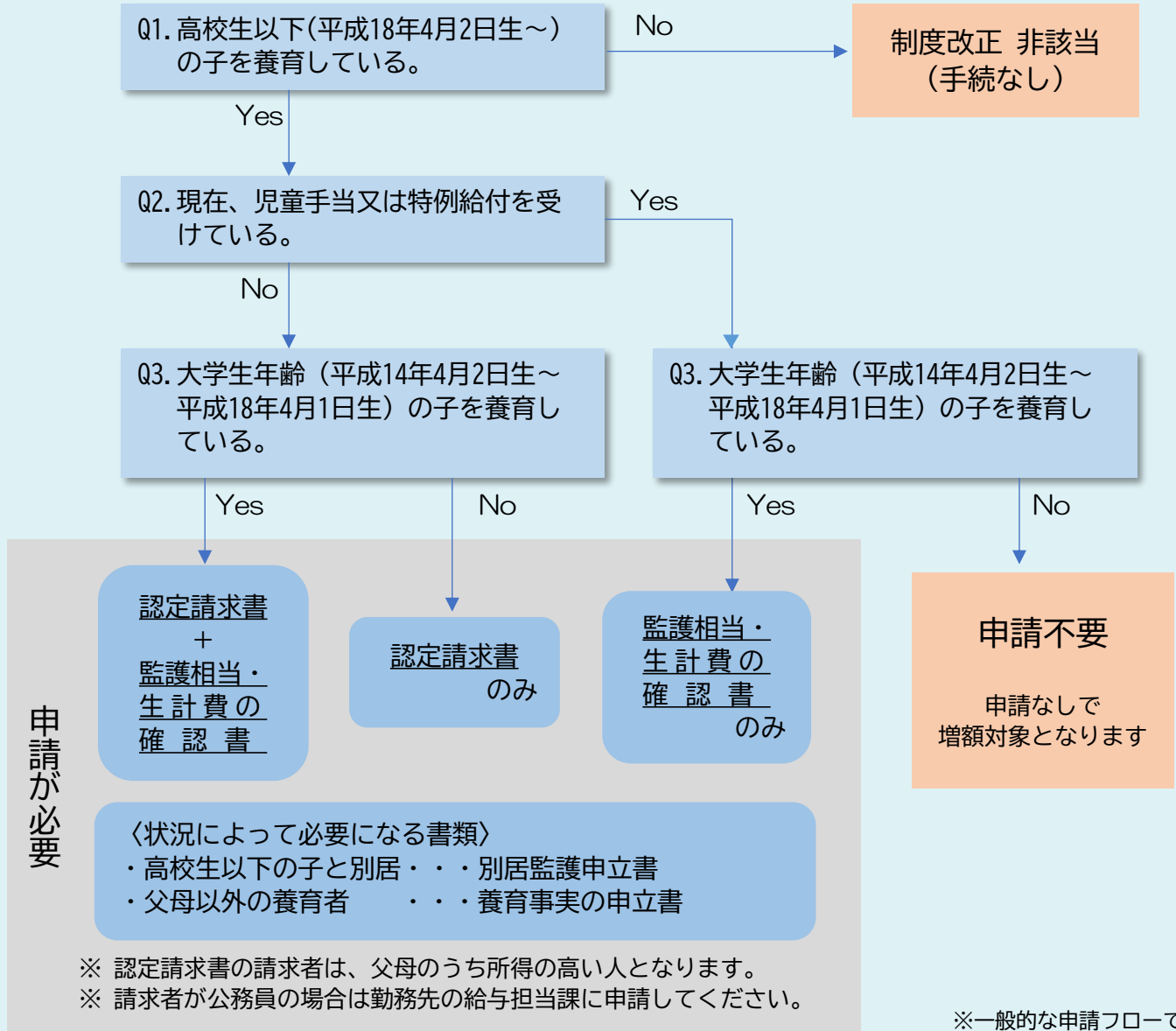
- ① 郵送（期日必着）
- ② 電子申請（マイナポータル ※マイナンバーカード必要）
- ③ 市役所または各市民センター窓口
 - ・市役所 本館1階31番 家庭支援課
 - ・各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ

問 合 せ

担当課： 加古川市 家庭支援課 手当給付係（加古川市役所 本館1階）
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地
Tel： 079-427-9212



申請フロー



市ホームページ(申請書ダウンロード)／電子申請

ホームページ

- ・制度の概要
- ・よくある質問(Q&A)
- ・申請書のダウンロード



電子申請

マイナポータルから手続きができます。

※マイナンバーカードが必要

⇒ 認定請求



⇒ 監護相当・生計費の確認



「児童手当 令和6年度制度改革」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や子ども家庭庁(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。